

次期「ひろしまの森づくり事業に関する推進方針（案）」 に係る県民意見募集の結果について

1 要旨・目的

森林を県民共有の財産として守り育て、健全な状態で次の世代へ引き継ぐための取組となる次期（第 4 期）の「ひろしまの森づくり事業に関する推進方針（案）」について、県民意見募集に寄せられた意見等を踏まえ、別紙のとおりとする。

2 経緯

- 10 月 19 日 総務委員会及び農林水産委員会において、第 3 期の検証結果について説明
- 12 月 2 日 DX 推進・行財政対策特別委員会において、第 3 期の検証結果について説明
- 12 月 17 日 総務委員会及び農林水産委員会において、次期推進方針(案)について説明
- 2 月 9 日 DX 推進・行財政対策特別委員会において、次期推進方針(案)について説明

3 概要

(1) 県民意見募集（パブリックコメント）結果

実施期間：令和 3 年 12 月 24 日～令和 4 年 1 月 25 日

提出件数：19 件（11 人）

(2) 意見の内容及び意見に対する県の考え方・対応

No	意見の内容	県の考え方・対応	関連頁
1	人工林対策の課題の中で、「世代交代が進んでいるため」とあるが、世代交代が課題となる具体的な理由を説明してほしい。	所有者の世代交代が進むことにより、「所有森林に対する関心の希薄」「相続関係者の複雑化」「所有森林の所在や境界がわからない」などの理由で、事業実施に係る所有者からの同意取得が困難になっています。	2
2	課題解決に向けた対応方針において、森の守り手の育成は、里山林対策と一体的に実施するとあるが、具体的な理由が分からない。	森の守り手の多くは、放置された里山林の環境を改善する目的で活動しており、里山を活用しながら管理しています。 このため、森の守り手の活動の継続に向けての支援については、里山林対策と一体的に実施することが効果的であると考え、里山林対策に統合させました。	2 10

No	意見の内容	県の考え方・対応	関連 頁
3	人口減少及び少子・高齢化の項目において、なぜ、15歳～64歳までを示す指標である「生産年齢人口」を使用するのか。65歳以上の働く者は考慮しないのか。	一般的な経済学用語である生産年齢人口に係る減少推移資料を示すことで、少子・高齢化が進むことを説明する趣旨であり、65歳以上で働いている方を考慮しないという意図ではありません。	3
4	「温室効果ガス排出削減目標」とあるが、「温室効果ガス削減目標」ではないのか。	森林を吸収源としてのみ考える場合は、「温室効果ガス削減目標」となりますが、木材利用による炭素の貯蔵効果等も含めると、P4に記載しているパリ協定で国が目標とした「温室効果ガス排出削減目標」となることから、この表現を採用して記載しています。	4 6
5	両税の用途区分について、広島県の森林は小規模所有者が多いことから、施業意思のある人とない人が混在するので、両者を含めた一体的な森林整備が必要であるため、財源については柔軟な運用をしてほしい。	両税は特定の目的のために県民の皆様に御負担いただいていることから、その用途については明確に区分して活用していく必要があると考えております。 本県では、P9「本県の森林・林業施策の体系図」のとおり、森づくり県民税については、森林所有者の施業意思があるものの、林業経営に適さない森林について、手入れを行うこととし、森林環境譲与税は、森林所有者の施業意思がない森林について、整備を進めることとしています。 一方、両税を活用して効率的な森林整備を推進する必要があることから、その実施については、一体的な森林整備となるよう努めてまいります。	6 9
6	所有者が不明の森林については、所有者の管理義務を条例で規定すべきではないか。	所有者による森林の管理義務については、森林経営管理法において定められており、同法に基づいて適切に対応してまいります。	6
7	森林の急傾斜地及び上流域における、無責任な森林伐採を伴う太陽光パネル設置を禁止する条例を設けてほしい。	森林の伐採や太陽光パネル設置などの森林以外への転用などについては、森林法において基準や手続きが定められており、同法に基づいて適切に対応してまいります。	8

No	意見の内容	県の考え方・対応	関連 頁
8	人工林健全化の対象森林のうち、皆伐・搬出しても利益が見込めない箇所については、皆伐して人工林を解消するなどの林相改良が必要ではないか。その際の伐採若しくは搬出経費の一部に補助すればどうか。	ひろしまの森づくり事業においては、P13「人工林対策」の主な取組内容である「環境貢献林整備事業」により間伐を実施していますが、人工林健全化の対象森林については、下草が生える健全な人工林へ誘導していくことにより、森林の公益的機能を維持・発揮していくことを目的としていますので、皆伐に対する支援は行っておりません。	13
9	森林の公益的機能の発揮を高めるため、更なる森林整備及び保全活動を推進する必要があることから、地域住民等や団体が整備した場所は、5年間程度はその団体等が着実に管理することを求めています。	P15「里山林対策」の主な取組内容である「里山林整備事業」により森林整備を実施した場所については、森林所有者に対して一定期間の管理を求める協定を締結することとしています。 これまで、高齢化などにより森林所有者自らの管理が困難な場合には、周辺の地域住民やボランティアなどの団体等により管理されている事例も見受けられますので、今後は、森林管理がこれまで以上に着実に継続されるよう、P15「里山林課題解決推進事業」により、整備後の森林管理に地域住民団体等の参画を促す取組を進めてまいります。	15
10	民家に直接影響を与えている危険木や支障木が多いが、個人では処理が困難な場合が多いことから、民家や公道付近の危険木対策について、支援を検討してほしい。	P15「里山林対策」の主な取組内容である「里山林整備事業」において、民家や公道付近の危険木や支障木の伐採を行っていますが、影響や効果などの優先順位を付けて実施しているため、まだ対応できていない場所があることも認識しています。 引き続き、市町と調整を図り、要望個所についてはできるだけ迅速に対応できるよう、取り組んでまいります。	15
11	令和元年度及び2年度に事業実施したが、伐採の対象となる雑木の直径など、小さな基準にとらわれていると感じた。現地に応じた弾力的な基準を検討してほしい。	県では、P15「里山林対策」の主な取組内容である全ての事業において、御意見のような基準を設けていないことから、市町等が必要と判断して設けた基準であると推量します。 今後は、市町と調整を図り、現状に応じた事業実施となるよう努めてまいります。	15

No	意見の内容	県の考え方・対応	関連 頁
12	<p>私たちが困っている里山について、市町が主体となって対応してくれる取組とは、このような場所を役場が調査して全て対応してくれるということなのか、それとも、住民が役場に働きかけるなど、何かをする必要があるのか。</p>	<p>該当の取組については、市町が全て対応するのではなく、地域住民・関係団体・専門家・市町等が参画して整備計画を検討し、整備につなげるもので、地域住民の要望や意見を基にして進めていく取組となります。</p> <p>表現を伝わりやすくするために、推進方針案の該当箇所を次のとおり修正します。</p> <p>P15・1行目「市町が主体となった」を「地域住民等と市町が協働した」に修正</p> <p>P15・4行目「市町が主体となり」を削除</p>	15
13	<p>自己完結型の森林ボランティア団体はまだ少ないと思われることから、県内の数か所に、行政主導による拠点の設置や活動の輪を広げる仕組みを展開できないか。</p>	<p>P15「里山林対策」の主な取組内容である「里山保全活用支援事業」において、県内各地で活動されている森林ボランティア団体に対し、器具の購入など、活動の継続に必要な取組に支援を行っています。</p> <p>また、森林ボランティア団体の中には、技術指導を行う団体も存在することから、こうした団体と他の団体とが連携し、活動の輪を広げる取組も、P17「県民理解の促進」の主な取組内容である「森林・林業体験活動支援事業」において行っています。</p> <p>なお、行政主導による拠点の設置につきましては、今後、市町と連携し、検討してまいります。</p>	15 17
14	<p>森林資源を有効活用し二酸化炭素の吸収などを進めていくためには計画的な伐採と伐採後の更新が不可欠であるが、植林後の獣害被害が大きな問題であることから、総合的かつ抜本的な対策をしてほしい。</p>	<p>ひろしまの森づくり事業では、造林地における植栽木への獣害対策ではなく、P15「里山林対策」の主な取組内容である「里山林整備事業」において、農作物に被害を及ぼす野生鳥獣の隠れ場所になる森林の整備を行っています。</p> <p>獣害被害につきましては、対策が多岐にわたることから、関係機関とも連携し、他事業を含めて、効果的な対策を検討してまいります。</p>	15

No	意見の内容	県の考え方・対応	関連 頁
15	<p>例えば、里山で薪を作って売りたい人と薪が欲しい人をマッチングするようなことで、地域課題の解消や地域の活性化、新たなコミュニティの創造などが図られる仕組みづくりなどが検討できないか。</p>	<p>御意見に関しては、里山林の整備を行う住民団体等からも同様の課題を伺っていることから、P15「里山林課題解決推進事業」により、地域住民等と市町とが協働して課題解決を検討する仕組みづくりの構築に向けて取り組んでまいります。</p>	15
16	<p>小さい時に森林関係のイベントや植樹活動などを経験したことがある。子どもの時に体験・経験したとしないでは、大人になっての意識が違うと思う。</p> <p>今後も森林関係のイベントや活動の場と情報の発信をお願いしたい。</p>	<p>県民共有の財産である森林を健全な状態で次の世代に引き継いでいくことが、ひろしまの森づくり事業の目的ですので、P17「県民理解の促進」の主な取組内容である「森林・林業体験活動支援事業」において、今後も、世代を問わず多くの方が参加できるイベントなどを通じた情報発信を進めてまいります。</p>	17
17	<p>SDG s の達成のためには担い手育成が重要であることから、森林・林業や森林環境保全などの教育について、小中学校などで学ぶ機会を創設すべきでないか。</p>	<p>P17「県民理解の促進」の主な取組内容である「森林・林業体験活動支援事業」では、学校教育の現場における木工製作や自然観察会、林業体験及び木製遊具の設置などの取組と併せて、森林の働きなどを知ってもらう取組を行っています。</p> <p>今後も、こうした取組が進むよう、事業の周知や事例の紹介を行ってまいります。</p>	17
18	<p>県民税の認知度は 50%に近づいている一方、事業に対する県民の関心度（興味）はまだまだ高くないと感じているが、課題ではないのか。</p>	<p>県民の皆様に対して、事業及び森林・林業への関心を持っていただくことが必要であると認識しており、P17「県民理解の促進」の主な取組内容である「森林・林業体験活動支援事業」において、従来の取組に加え、デジタル技術の活用による疑似的体験等の新たな取組に対して支援を行うとともに、事業の内容や効果について県民の皆様への理解が深まる広報に取り組んでまいります。</p>	17

No	意見の内容	県の考え方・対応	関連頁
19	森林を元気にする森づくり事業は必要だと思うが、事業メニューをどのように活用できるのかについて情報が不足していると感じる。住民に一番近い行政の丁寧な対応をお願いする。	県民の皆様に森づくり事業を活用していただくため、P17「県民理解の促進」の主な取組内容である「広報事業」により、引き続き、各市町での取組事例や事業メニューの活用方法等のより分かりやすい情報発信に取り組んでまいります。	17

(3) 意見を受け修正した箇所（推進方針 15 ページ 1 行目， 4 行目）

5 ~~地域住民等と市町が主体となった~~協働した里山林の課題解決の推進について

里山林の課題解決については、地域住民からの整備要望に沿った対策を進めているが、要望箇所の多い課題については、市町全域での課題として取り組む必要がある。

~~市町が主体となり~~重点的に取り組むべき里山林の課題については、各市町に設置している「ひろしまの森づくり推進協議会」の下に、重点課題の解決策を検討する部会を新たに設置し、専門家や地域住民の意見に基づく整備方針を作成して計画的な整備を進めることで効果的な課題解決の方法を確立させ、それを他の地区に波及することを目指す。